

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第404会計隊湯布院派遣隊長 岩田 佳大

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：使用済車両売払い
- (2) 規 格 等：別紙内訳書のとおり
- (3) 引 渡 場 所：陸上自衛隊湯布院駐屯地
- (4) 引取（引渡）期限：代金納付の日から5日以内（令和8年1月30日（金）までに搬出）
- (5) 代 金 納 付 期 限：令和8年1月30日（金）

2 入札参加資格

- (1) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」格付「C」以上の競争参加資格を有する者
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に示す4つの業者資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は入札時まで下請負承認申請書及び下請業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。
- (8) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (9) 下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。下請負者に対する電話等による確認期間は、令和7年11月11日17時00分までとする。
- (10) 5項の契約条項及び入札等参加者心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。
- (11) 入札参加を希望する者は、入札期日の前日までに資格審査結果通知書（写）を提出すること。（FAX可）
- (12) 代表者以外が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和7年11月12日（水）13時30分
- (2) 場 所：陸上自衛隊湯布院駐屯地 駐屯地講堂（小）

4 入札説明会及び現場確認

入札説明会は実施しない。ただし現場確認を希望する場合は、令和7年10月16日（水）～令和7年11月11日（火）の間（土・日・祝日を除く8時30分から17時00分）で実施することとし、個別に対応する。

5 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊契約班、西部方面会計隊公式ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

6 落札決定方法

- (1) 総額決定（税抜き）
- (2) 総額が予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札の時期は別途連絡する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

9 契約保証金：免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

10 入札の無効

- (1) 電信、電話及びFAXによる入札
- (2) 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印が明瞭でない場合若しくは識別しがたい場合
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約書」の様式により作成提出すること。契約書には「売払い物品の解体に関する特約条項」を付するものとする。
- (2) 適用する契約条項
 - ア「不用物品売払契約条項」
 - イ「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - ウ「暴力団排除に関する特約条項」
 - エ「売払い物品の解体に関する特約条項」

12 違約金等

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるにいたらなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収する。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10%に相当する金額を違約金として徴収する。

13 公告掲示場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地、西部方面会計隊公式ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

14 その他

- (1) 郵便による入札の場合は、令和7年11月11日（火）17時00分必着とし、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。
- (2) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (3) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (4) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (5) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (6) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

15 問い合わせ先

(1) 入札及び契約に関する事項

〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上941番地
陸上自衛隊湯布院駐屯地 第404会計隊湯布院派遣隊 担当：梅原（内線348）
TEL 0977-84-2111
FAX 0977-84-2117（直通）

(2) 仕様書及び現場確認に関する事項

陸上自衛隊湯布院駐屯地 湯布院駐屯地業務隊補給科補給班 担当：甲斐（内線308）